

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025 年 6 月 27 日
【発行者の名称】	アクセリア株式会社 (Accelia, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧野 顕道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目 3 番地 4
【電話番号】	03-5211-7750 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 高橋 裕次
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	アクセリア株式会社 https://www.accelia.net/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期	第24期	第25期
決算年月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	1, 071, 565	1, 187, 584	1, 152, 315
経常利益 (千円)	9, 899	29, 018	5, 063
当期純利益 (千円)	5, 128	18, 214	66
純資産額 (千円)	442, 502	446, 483	439, 675
総資産額 (千円)	740, 521	782, 968	789, 903
1 株当たり純資産額 (円)	628. 11	649. 43	639. 53
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	5. 0 (－)	10. 0 (－)	5. 0 (－)
1 株当たり当期純利益 (円)	7. 28	26. 17	0. 10
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	－	－	0. 10
自己資本比率 (%)	59. 8	57. 0	55. 7
自己資本利益率 (%)	1. 2	4. 1	0. 0
株価収益率 (倍)	－	－	15, 000
配当性向 (%)	68. 7	38. 2	5, 000
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△108, 629	96, 716	△33, 267
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48, 187	△32, 699	△31, 012
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	32, 959	△16, 909	968
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	433, 159	480, 266	416, 953
従業員数 (人)	39	35	38

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第23期及び第24期は、当社株式は非上場であったため記載しておりません。

4. 第23期及び第24期の株価収益率は、2024年10月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、記載しておりません。

5. 当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第 5 項の規定に基づき、第24期の財務諸表について應和監査法人の監査を受けておりますが、第23期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第25期の財務諸表について應和監査法人の監査を受けております。

6. 2024年8月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社代表取締役社長の牧野顕道が、国内インターネットのブロードバンド化が活発になり始めた1990年代に、今後ますます高品質なインターネットコンテンツが求められることを予測し、画像や動画、音楽など、さまざまな高品質コンテンツを快適に配信するサービスを提供すべく、当社を設立いたしました。

CDNサービスには、ITに関する先端技術が不可欠であるため、国立法人奈良先端科学技術大学院大学、慶應義塾大学、倉敷芸術科学大学等、日本のインターネットの先端研究者の協力を得て、2000年12月設立いたしました。当社の社名であるアクセリア（Accelia）は、英語で『加速、促進』を意味する”Acceleration”に由来しております。高度化・多様化する顧客のニーズに応え、顧客視点で最先端の技術研究とサービス開発に邁進し、常に顧客に頼りにされる企業を目指しております。

年月	事項
2000年12月	CDNサービス事業およびSI（システムインテグレーション）事業を主な事業目的として、東京都新宿区に資本金113,000千円で設立
2001年1月	本社を東京都千代田区二番町に移転
2001年5月	コンテンツ配信サービス「DuraSite-CDS」の提供を開始
2004年1月	本社を東京都千代田区平河町に移転
2012年10月	ISMS 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得
2014年4月	「DuraSite-CDS」を「DuraSite-CDN」に名称変更
2019年4月	従来のサイバーセキュリティサービスに加え、産業向けサイバーセキュリティサービスを強化する目的でICS（産業サイバーセキュリティ）事業を開始
2019年6月	米国クラウドフレア社との販売代理店契約を締結、同社CDNサービスと当社運用サポートを組み合わせたSolution CDNの提供を開始
2020年8月	複数のCDNを組み合わせたマルチCDNサービスとしてBrokering CDNの提供を開始
2021年6月	複数のCDNを安定的に運用するシステムに関する特許権を取得（特許番号：第6884845号）
2024年8月	普通株式1株につき100株の割合で株式分割
2024年8月	1単元を100株とする単元株制度を採用
2024年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式上場
2024年12月	「DuraSite-CDN」の後継サービスとなる「DuraSite-Edge」をリリース

3【事業の内容】

<サービス概要>

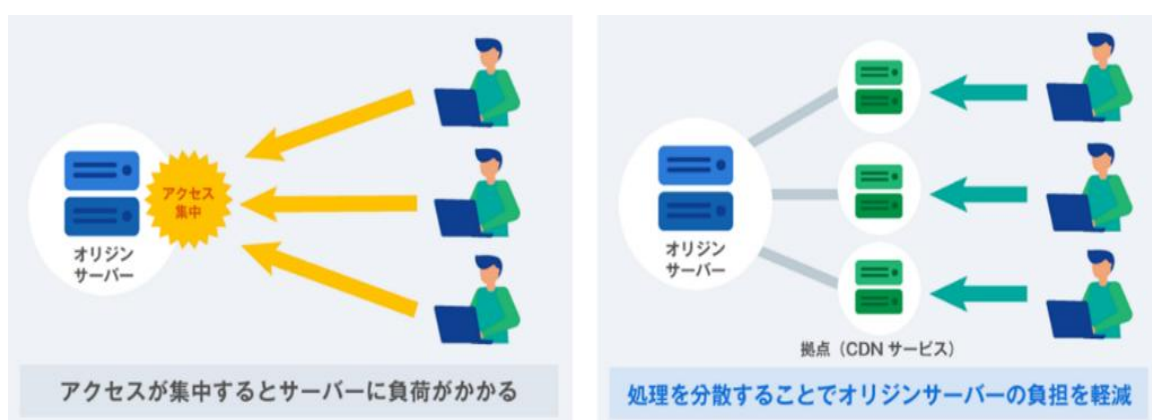
当社は、「信頼の人と技術を。信頼のスピードで。」という社是のもと、CDN（Contents Delivery Network＝負荷分散配信ネットワーク）サービス事業者として、創業以来、コンテンツ配信サービスを中核とした様々なサービスを提供しております。

なお、当社はCDN事業の単一セグメントであり、サービスの概要をセグメント情報に関連付けることが困難であるため、サービス区別にその概要を記載しております。

（１）CDNサービス事業

CDNとは、「コンテンツ配信ネットワーク（Content Delivery Network）」の略称です。Webサイトのコンテンツ※１を世界中に分散した配信拠点にコピー（キャッシュ）して、オリジナルのWebサイト（オリジンサーバー※２）の代わりにコンテンツを届けるネットワークや、その仕組みのことを指します。コンテンツを複数の配信拠点にキャッシュすることで、ユーザーに近い拠点から配信できるため、スピーディにストレスなくコンテンツを届けることができます。アクセス集中によるサイト表示の遅延やサーバーダウンを防ぐために、CDNの導入は必須となっています。

当事業年度における、売上高全体に占める構成比率は75.3%です。

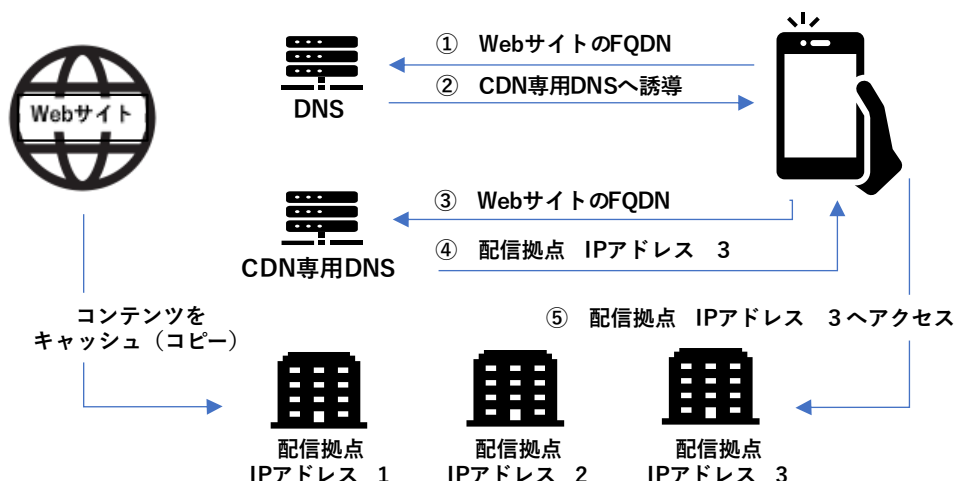


・CDNサービスのしくみ

ユーザーが目的のWebサイトにアクセスする場合、www.accelia.netのようにWebサイトに付けられた名前（FQDN※３）をブラウザ※４に入力します。入力したFQDNは、DNS※５によってWebサイト固有のIPアドレス※６に変換されることで、ユーザーが使用する端末（パソコンやスマートフォンなど）がWebサイトに到達することができるようになります。CDNを利用する場合は、このDNSがWebサイトのIPアドレスではなく、CDNサービス専用のDNSに到達するための情報をユーザーに送信するように設定します。CDNサービス専用のDNSは、独自の方法でユーザーに近いと判断した配信拠点を選び出した上で、その拠点のIPアドレスをユーザーに送信します。これによってユーザーがWebサイトにアクセスしようとする、オリジンサーバーではなく近くの配信拠点に誘導されるようになります。CDNはコンテンツ配信において有用なサービスである反面、キャッシュするコンテンツの管理やセキュリティ対策、キャッシュの不具合が発生した際の対応などに高い運用スキルが求められることから、サービスに付帯するサポートがサービスを選定する際の重要な要素のひとつとなります。



図：CDNを利用していないWebサイト



図：CDNを利用しているWebサイト

・CDNサービスとセキュリティについて

CDNを利用しているWebサイトでは、外部からのアクセスをCDNが受けるため、オリジンサーバーに対するセキュリティ対策として非常に有効に機能します。特に大量のアクセスを発生させWebサイトのサービスを停止に追い込むDDoS攻撃に対しては、CDNの大容量で分散したネットワークを利用した防御が最も有効な対策と言えます。さらにWAF（Web Application Firewall）※7の機能を配信拠点に実装することで、Webアプリケーションへの攻撃を防御することができます。またその他様々な機能を追加することで、提供するサービスを拡張することが可能です。

・CDNサービスを利用する顧客

動画配信事業者、ECサイト事業者、国・官公庁その他公共サービスを提供している団体、国際的にサービスを提供している企業、知名度が高い企業、その他一般企業などが代表的な顧客となります。大量のデータを配信したい、セールなどでアクセスが集中してもスムーズに表示させたい、災害時でも情報を提供し続ける必要がある、世界中のユーザーに快適に情報を届けたい、サイバー攻撃の標的になりやすい、セキュリティ対策を行いたいなど様々なニーズにもとづいて利用されています。

・当社のCDNサービスの特長

当社CDNサービスの最大の特長は、自社で運営しているCDNサービスだけではなく、他社のCDNサービスを取り扱い、顧客の要望や要件に合わせて提案・提供することにあります。また各々のCDNサービスに当社の仕様を加えることで、他にはない独自のCDNサービスとなっています。各々のCDNサービスの概要は次のとおりです。

- DuraSite（デュラサイト）-Edge

デュラサイトとは、当社が創作した造語で、英語のDurability（堅牢な）とSite（サイト）を組み合わせたもので、創業以来20年以上にわたり国産CDNサービスとして開発提供しているCDNサービスです。配信拠点を日本国内のみに配置しており、国内向けの配信を重視し自社のシステムに合わせてCDNをカスタマイズして利用したい国内企業・団体が主な対象顧客となります。高度なカスタマイズに対応し、様々な外部サービスとの連携による機能拡張が可能であるため、契約期間が長期間になりやすいことが特長のひとつとなっています。

- Solution（ソリューション）-CDN

米国ナスダックに上場しているCloudflare（クラウドフレア）社が提供しているCDNサービスに、当社エンジニアによる運用サポートを付帯して提供するCDNサービスです。クラウドフレア社のCDNサービスは世界有数の規模を誇り、また一体的に提供される最先端のセキュリティサービスが高い評価を受けているため、世界中で採用が進んでいます。一方、次々と更新されるシステムや高度なセキュリティ機能への対応など、比較的運用負荷が高いサービスと言えます。Solution CDNは、当社独自の付加サービスやクラウドフレア社のCDNに精通したエンジニアによる運用サポートによって顧客の運用負荷を下げることで、国内の企業・団体への導入を促進しています。

・当社のCDNサービス事業に含まれるその他のサービス

当社のCDNサービス事業では、CDNサービスの他に複数のサービスを提供しています。自社CDNサービスの配信拠点を活用した自社サービスと、CDNサービスとの組み合わせ、または単体で販売する他社サービスで、主なものは次のとおりです。

- DuraSite-DC

DCはデータセンター（Data Center）※8の略で、都内複数箇所データセンターのハウジングサービス※9とホスティングサービス※10を提供しています。CDNサービスで使用している高品質で冗長化された回線を併用することで、収益力の高い自社サービスとなっています。

- DuraSite-DL

DLはダウンロード（Download）の略で、ホスティングサービスと運用サービスを組み合わせたサービスです。顧客企業のWebサイトやシステムをホスティング環境に収容した上で、システムの保守運用を一体的に提供します。基本的にCDNサービスと組み合わせて提供するサービスとなっています。

- DuraSite-AD

ADは広告（Advertisement）のことで、Webサイトに自社の広告を掲載するための設定を行う管理システムと広告を配信するための配信システムを提供する自社サービスです。

- DuraSite-aDNS

CDN専用のDNSを顧客向けに転用したDNSサービスです。インターネット上でサービスを提供する複数に分散したサーバーなどを監視し、遅延や障害などの状況に合わせてユーザーのアクセス先を切り替える自社サービスで、広域負荷分散サービスとも呼びます。

- クラウドWAF

クラウド型で提供されるWAFサービスです。DuraSite-CDNと組み合わせ、または単体で顧客に提供しています。現在は㈱サイバーセキュリティクラウドの「攻撃遮断くん」および㈱セキュアスカイ・テクノロジーの「Scutum」の2つのサービスを取り扱っています。

※1 動画、画像、テキスト、ファイル、プログラムなど、Webサイトから配信されるデータのこと。

※2 サーバーとは、リクエストに応じてデータやサービスを提供するソフトウェアやコンピュータのこと。

※3 FQDN（Fully Qualified Domain Name）とはWebサイト固有の名前で、www.accelia.netやservice.accelia.netなどのような形式で記述します。wwwやserviceをサブドメインやホスト名、accelia.netをドメイン名と簡易的に呼ぶことがあります。よく耳にするURL（Uniform Resource Locator）は、https://www.accelia.netのような形式で記述されているものを指します。

※4 ブラウザとは、インターネットを介してホームページ（Webサイト）をパソコンやスマートフォンで閲覧するためのソフトウェアのことです。Webブラウザとも呼ばれ、Google Chrome、Microsoft Edge、Safariなどがあります。

- ※5 DNS (Domain Name System) とは、FQDNとIPアドレスを相互に変換するサービスまたは機器のことです。Webサイトをインターネット上に一般公開する場合には必ず利用するもので、通常のアクセスではFQDNからオリジンサーバーのIPアドレスに変換するために使用されます。
- ※6 IP (Internet Protocol) アドレスとは、ネットワークに接続する機器に割り当てられる識別番号のことで、インターネットに公開している機器は、世界中で他と重複しないように固有の番号が割り当てられています。パソコンやスマートフォンなどの機器は、FQDNではなくIPアドレスに変換されてはじめて対象機器の所在を理解することができます。
- ※7 WAFとは、ウェブアプリケーションの脆弱性を悪用した攻撃からウェブアプリケーションを保護するセキュリティ機器、機能またはサービスのこと。
- ※8 データセンターとは、各種のコンピュータやデータ通信などの機器を設置・運用することに特化した施設のこと。
- ※9 ハウジングサービスとは、データセンター内で顧客の機器を設置するための専用の棚や電源、インターネット回線などを提供するサービスのこと。
- ※10 ホスティングサービスとは、データセンター内に設置し保守運用する自社のサーバーや通信機器を、顧客に貸し出すサービスのこと。

(2) SI (システムインテグレーション) 事業

当社はCDNのようなインターネットサービスを提供するだけではなく、企業システムの受託開発やシステム運用支援、システム用機器販売などのシステムインテグレーションを提供しています。またシステム開発だけではなく、動画撮影から配信まで請け負う動画サービスやVR (Virtual reality : 仮想現実) コンテンツ制作などの受託も行っています。また受託開発だけではなく、システム開発のノウハウと先端技術を融合した新たなサービス開発にも取り組んでおり、農業向けIoT関連サービスやAIを活用した身体障害者向け就労支援システム開発などを行い、すでに一部事業化し収益に貢献しています。今後も積極的に自社サービスの開発と商材の開拓を進め、収益機会の拡大に努めてまいります。

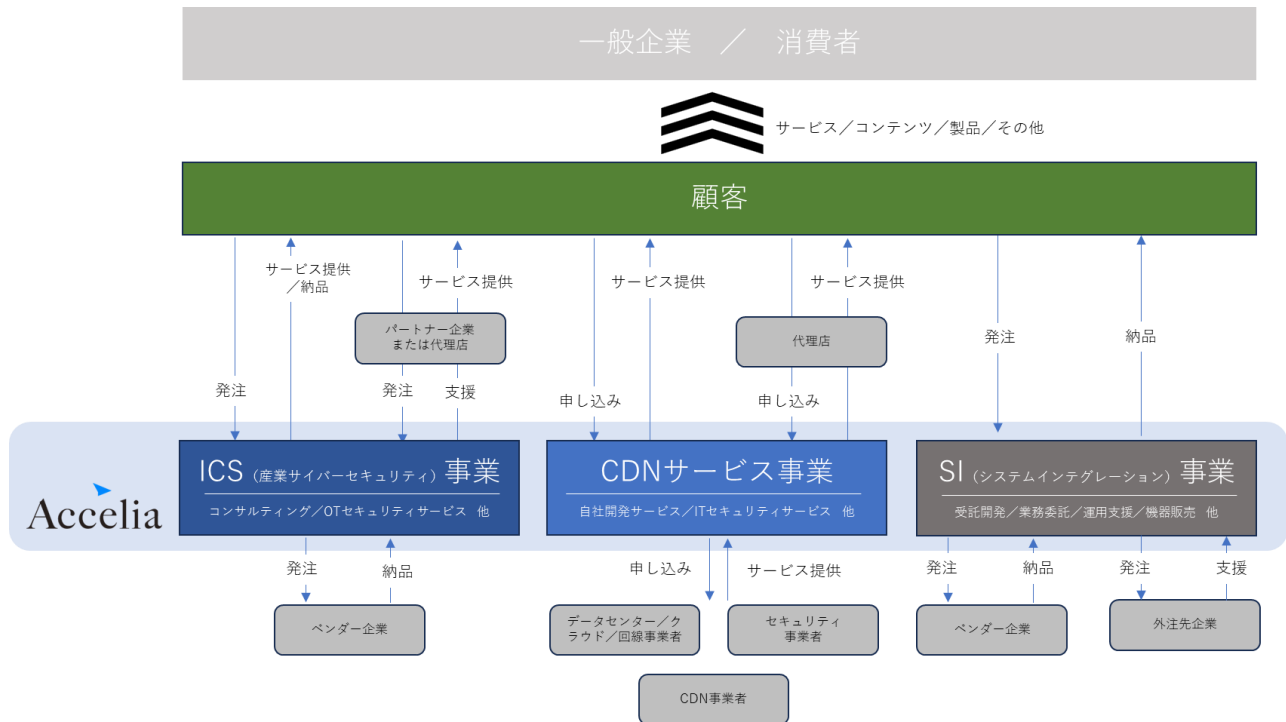
当事業年度における、売上高全体に占める構成比率は19.8%です。

(3) ICS (産業サイバーセキュリティ) 事業

ICS (Industrial Cyber Security : 産業サイバーセキュリティ) とは、サイバーセキュリティの中でも特にOT (Operation Technology) 向けのセキュリティの分野で、産業機器などに使用される特殊な機材で使われるプロトコル (機器間の通信方式) を対象に含むことから、一般的なIT (Information Technology) セキュリティとは通常異なって扱われます。このような機器は電気、ガス、水道、交通、金融、製造現場など、我々の日々の生活を支える基盤となる業種で使われており、万が一サイバー攻撃により影響が出た場合には甚大な被害が発生する可能性があります。このことから、近年では政府、関連団体主導で産業サイバーセキュリティに関するガイドラインが示されるなど日々重要度が増している一方、対応できるエンジニアやサービスが不足しているのが現状です。当社ではこの産業サイバーセキュリティに対応できる産業サイバーセキュリティエキスパートの資格を持つエンジニア組織を擁し、企業向けのコンサルティング、講師派遣、セキュリティ教育、リスクアセスメントサービスなどを提供しています。また現在は教育支援ツールとして可搬式の模擬プラントを開発し提供を開始するなど、自社のノウハウを製品やサービスに転嫁し、限られたリソース (人材) に制限されず売上を拡大するための事業展開をはかっています。

当事業年度における、売上高全体に占める構成比率は4.9%です。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	35.4	8.1	5,366

当社は、CDN事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数(人)
技術部門	25
営業部門	6
管理部門	7
合計	38

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、その総数が従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）における世界経済は、全体としては緩やかな成長を維持したものの、そのペースは過去の平均を下回る水準にとどまりました。IMF や OECD は 2024 年の世界成長率を 3.2%程度と予測しましたが地域差が大きい状況でした。米国経済は比較的堅調さを維持した一方、欧州経済は停滞感が強まり、中国経済も不動産市場の不況が回復の足かせとなりました。

地政学リスクは、当事業年度を通じて世界経済の最大の不確定要因であり続けました。ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の不安定化、そして米中間の対立構造は、依然として世界の安全保障環境と経済活動に影響を及ぼしました。これらのリスクはエネルギー価格の変動やサプライチェーンの混乱、技術覇権争いなどを通じて、当社事業にも間接的な影響を与える可能性があります。

一方で、国内経済については、一部に持ち直しの動きが見られたものの、全体としては緩やかな回復にとどまり、足踏み状態が続く場面も見られました。実質 GDP 成長率は低調に推移し、年度を通じてゼロ成長に近い予測も示されました。個人消費は、物価上昇の影響が継続したことから力強さに欠けました。2024 年春闘では歴史的な賃上げが実現しましたが、名目賃金の増加が物価上昇に追いつかず、実質賃金は年度を通じて前年割れの状態が長く続きました。

為替相場については、日米金利差などを背景に、当事業年度の多くを通じて歴史的な円安水準が継続しました。これは、Cloudflare 社 CDN サービスをはじめとする海外サービスの利用コストや一部機材の仕入れコストを想定以上に押し上げる要因となりました。

当社が事業を展開する市場環境においても、マクロ経済動向と連動しつつ、特有の動きが見られました。

国内企業における DX 推進の機運は引き続き高く、IT 投資は底堅く推移しました。特に、クラウドへの移行や既存システムのモダナイゼーション、データ活用や AI 導入に向けた投資は活発でした。

CDN 市場においては、インターネットトラフィックの着実な増加を背景に、安定成長が見込まれました。また、低遅延・高セキュリティを実現するエッジコンピューティング市場も急拡大しており、CDN との融合が進むことで、当社のビジネス機会も拡大しております。

サイバーセキュリティ市場においては、サイバーセキュリティ脅威が深刻化の一途をたどっており、企業の旺盛な IT セキュリティに対する投資の背景となっています。IPA「情報セキュリティ 10 大脅威 2025」によると、ランサムウェア攻撃（1 位）、サプライチェーン攻撃（2 位）、システムの脆弱性を突いた攻撃（3 位）が依然として上位を占めています。特に、工場の生産ライン等を制御する ICS/OT 環境への脅威が増大しており、専門的な対策の必要性が高まっています。

また生成 AI の企業導入が急速に進んでおり、市場規模も急拡大が予測されています。主な活用は業務効率化が中心ですが、導入には専門的な知見が必要であることが多く、当社の DX 支援サービスの追い風となることが考えられます。

このような事業環境の中、当事業年度の売上高は 1,152,315 千円（前年同期比 3.0%減）、営業利益は 140 千円（同 99.5%減）、経常利益は 5,063 千円（同 82.6%減）、税引前当期純利益は 5,063 千円（同 82.4%減）、当期純利益は 66 千円（同 99.6%減）となりました。

各事業における業績についての概要は次のとおりです。

なお、当社は CDN 事業の単一セグメントであり、当事業年度の業績はサービス区分別に記載しております。

① CDN サービス事業

自社開発 CDN サービス「DuraSite-Edge」を新たにリリースし、お客様への提供を開始いたしました。主力取り扱い製品である Cloudflare 社 CDN については、同社からの強力な支援体制のもと、堅調な販売実績を維持いたしました。

一方で、当事業年度を通じて進行した円安により、Cloudflare サービス利用料やその他クラウドサービスの仕入れコストが増加し、当社の収益を圧迫する一因となりました。これに対応するための価格見直しに着

手しており、今後も継続して取り組んでまいります。

これらの取り組みにより、売上高 868,299 千円(前期比 2.2%増)となりました。

② SI 事業

当社の SI 事業は受託開発案件が長期に継続することが特長となっており、当事業年度においても安定した売上と利益を確保することができました。また、これに加え WEB サイトのリニューアル開発とコンサルティングの案件を受託しており、これら受託開発案件を中心として、SI 事業は概ね順調に推移いたしました。

当事業年度における新たな取り組みとして、農業向け IoT デバイスの開発に着手しており、今後も AI など先端技術を取り入れたユニークなサービス開発を推進してまいります。

これらの取り組みにより、売上高 227,775 千円(前期比 11.6%増)となりました。

③ ICS 事業

前々事業年度にリリースした「パケットキャプチャ型セキュリティレポートサービス」が放送局に初めて採用されたことに続き、病院内ネットワークのアセスメント等の案件が進んでいます。また新たな協業先からの紹介案件の獲得を強化し、製造業の大手企業などを中心にコンサルティングやソリューションの提供といった案件を獲得しています。

当事業年度におきましては、産業サイバーセキュリティ（ICS/OT）分野を担う ICS 事業部（現セキュリティ事業部）においては、採用が計画通りに進まず体制構築に遅れが生じました。また、当事業年度に予定していた大型案件の受注が延期となったことも業績に影響いたしました。

次期に向けては、新たな人材を確保し体制強化を図るとともに、新サービス開発にも注力する予定です。

これらの取り組みにより、売上高 56,240 千円(前期比 58.0%減)となりました。

なお、コスト面におきましては販売費及び一般管理費において販売・マーケティングに関する業務委託費が増加したことと、採用に伴う労務費の増加があり、332,249 千円(前期比 4.5%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 416,953 千円（前事業年度比 63,312 千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって使用した資金は、33,267 千円(前年同期比 129,984 千円の減少)となりました。これは主に仕入債務で 27,692 千円の増加、減価償却費で 24,499 千円による収入があったものの、売上債権で 58,099 千円の増加、未払金で 17,008 千円の減少による支出等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって使用した資金は、31,012 千円(前年同期比 1,686 千円の増加)となりました。これは有形固定資産の取得による支出 16,603 千円と、無形固定資産の取得による支出 14,409 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金は、968 千円(前年同期比 17,877 千円の増加)となりました。これは長期借入れによる収入 100,000 千円、長期借入金の返済による支出 92,157 千円、配当金の支払額 6,875 千円の支出によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項は有りません。

(2) 受注状況

提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社は CDN 事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
CDNサービス (千円)	868,299	102.2
システムインテグレーション (千円)	227,775	111.6
産業サイバーセキュリティ (千円)	56,240	42.0
合計 (千円)	1,152,315	97.0

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社プロトコーポレーション	130,834	11.0	147,957	12.8

3【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。
文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① エンジニアの採用と育成

当社は IT サービスプロバイダー、またシステムインテグレーターとして、高度な知見と技術をもつエンジニアの確保が、事業の維持・発展のために最も重要であると認識しています。特にネットワーク、セキュリティ、クラウドといった IT の基盤技術に強みをもつ人材、およびシステムインテグレーション領域におけるプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の上流工程に対応可能な人材、また高度な開発技術を持つプログラマーの採用などに注力しております。また外部研修の活用や資格支援制度の充実などを通じた既存社員の育成にも取り組んでおります。

② 先端技術研究と事業化への取り組み

当社の事業領域では、現状維持は事業の衰退と考えております。常に最新の技術動向を注視し、検証し、事業化へのトライ・アンド・エラーを繰り返すことで、新たな競争力と収益機会を見出してまいります。現在は AI（人工知能）のセキュリティ領域での活用、農業 IoT（Internet of Things＝モノのインターネット）デバイスの開発、デジタルツイン※1 を活用したアプリケーションの開発などに取り組んでおります。また当社は技術協力先として大学などの研究機関との共同研究にも積極的に取り組んでおり、現在も具体的なプロジェクトが進行しております。

③ 営業体制の拡充

現在当社の営業部は少数体制であり、且つ事業別の専任担当がいない状況です。今後の事業拡大のために、現営業社員の育成と中堅層を中心とした増員により各事業の専任営業体制を構築できるよう、営業体制の拡充に取り組んでまいります。

④ 協業先の確保

当社は様々な事業やサービスを展開すると同時に、限られた人員でも積極的に新たなサービスの創出や販売促進に取り組んでおります。このためサービスの共同開発や共同販売ができる良質な協業先を数多く確保することが重要な課題の一つだと考えております。現在も CDN サービス事業および ICS 事業において、新たな取り組みを各々の協業先と進めております。

⑤ 権限委譲の推進

当社の常勤取締役は任期が長くなっており、今後より一層企業体質を強化し発展してゆくために、積極的に権限委譲を進める必要があると認識しております。現在は執行役員制度を新設し、次代を担う幹部社員の育成を進めるとともに、全社員がより業務に応じた権限を確保しやすくするための適切な組織編成を行っております。

⑥ 資金の有効活用と財務体質の強化

当社は潤沢な流動資産と、金融機関との良好な関係に支えられ、強固な財務体質を確保しております。この強みを今後のさらなる事業拡大に活かすためには、積極的な投資と、それを支えるための安定的な資金調達が必要な課題となります。そのためには財務分析を行い、課題を明確化し、スピーディな意思決定が行える、より一層柔軟で精度の高い財務管理体制を構築することが重要だと考えております。このため現在はクラウド ERP（クラウド形式で提供される基幹業務システム）の導入を進めております。また従来利用が進んでいなかった各種補助金を有効活用するため、専用の検索サービスを導入いたしました。

⑦ コーポレート・ガバナンスの推進

持続的に当社が成長し、企業価値を向上するためには、コーポレート・ガバナンスの推進が重要と認識しております。健全な経営体制のもと、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを維持するために、内部統制、リスク管理、コンプライアンスへの取り組みを徹底するとともに、内部通報制度などの各種制度の整備や社外取締役の活用などにより、社内外における適正な監督・監視体制の構築を行っております。

また今後も引き続き、株主総会の充実、取締役会及び監査役会の機能強化、適時適切な情報開示・IR活動の実施、内部管理体制の強化等により、コーポレート・ガバナンスの推進に努めてまいります。

※1 デジタルツインとは、現実世界から収集した様々なデータをコンピュータ上に再現する技術のこと

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関わるリスク

①市場動向等について

当社は、CDNサービス事業においてコンテンツ配信市場を主たる事業領域としており、当社事業はこれから市場動向の影響を受けております。近年の急速なインターネットの普及にともなうコンテンツ配信量の増加によって、コンテンツ配信市場は高い成長を続けておりますが、新たな法的規制の導入、技術革新の停滞などの要因により今後の市場成長が想定外に鈍化した場合や、景況感が悪化した場合には、当社の業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

②競業による業績への影響について

当社の事業は、同様のビジネスモデルを有している企業はあるものの、顧客ニーズに応じたサービスの提供及び確固たる導入実績により、業界内での優位性を確保できていると認識しておりますが、新規事業者の参入や同業他社との競争の激化等により、想定以上にサービスの価格が下落した場合や、当社の競争力が低下した場合には、当社の業績や成長性に影響を与える可能性があります。

③技術革新について

当社の事業領域であるコンテンツ配信市場は、インターネット環境やネットワーク技術等に密接に関連しており、業界標準などの通信技術やデバイス等の技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社はそうした技術革新に対応するため、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境・開発環境の整備を進めるとともに、技術的な知見・ノウハウの獲得に注力しておりますが、かかる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、技術革新への対応が遅れた場合又は競合他社がより優れたサービスを展開した場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。さらに、新技術への対応のために追加的なシステム投資、人件費などの支出が拡大する可能性があり、当社の事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

①特定のサービスへの依存について

当社のCDN事業は、現在、特定のサービスであるCDNサービスに大きく依存した事業となっております。当社は今後もCDNサービスの価値向上に努めるとともに、他サービスを積極的に展開し、競合企業との差別化を図ってまいります。前「(1) ②」競業による業績への影響について」に記載のとおり、競合企業との競争激化等が、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②システムリスクについて

当社の事業は、コンピュータやコンピュータ間を結ぶ通信ネットワークに全面依存しております。このため、当社の通信ネットワークシステムは適切な手段を講じて冗長化しておりますが、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、外部クラウドサービスを利用して提供しているサービスがあり、他社クラウドサービスの安定的な稼働が当社の事業運営上重要な事項となっております。当社では他社クラウドサービスが継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、早急に復旧するための体制を整えております。

しかしながら、人的・機能的等のミスや不具合等によってシステム障害が発生する可能性があり、顧客への損害の発生や追加費用負担、当社ブランドの毀損などにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③業績の季節的変動について

当社の業績は下半期にやや偏重する傾向にあります。これは、年末や年度末に向けてシステム構築等の受託業務における納品割合が高いことや、顧客のIT投資予算の消化スケジュールの影響が主たる要因と考えております。そのため年度末に計上予定の売上高が翌期にずれこむ場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④訴訟等について

当社では、当事業年度末現在において業績に影響を及ぼす訴訟や紛争は生じておりません。

しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスク

①代表者への依存について

当社の代表取締役社長である牧野顕道は、当社の創業者であるとともに創業以来当社の事業推進において重要な役割を担っております。当社は特定の人物に依存しない体制を構築するべく、取締役会やその他会議体において役員及び幹部社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後の経営体制の構築が想定どおりに機能せず、また、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難になった場合、当社の事業戦略及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後、人材の確保および内部管理体制の充実が円滑に進まなかった場合、または既存の人材が社外に流出した場合には、業務運営の効率性が低下するおそれがあり、当社の事業戦略および業績に影響を及ぼす可能性があります。

③人的リスクについて

当社は今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に創造性、実行力、技術力、営業力、管理能力等さまざまな能力を有する人材を確保することが必要であります。質の高いサービスの安定稼働や、サービス開発力にあたっては、技術部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、既存の人材の更なる育成・維持を積極的に努めていく必要があります。しかしながら、特にエンジニア等の一定の人材の確保に関する競争は激しく、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保や、人材育成が計画通りに進まなかった場合、当社の業績と成長性に影響を及ぼす可能性があります。

④内部管理体制について

当社は、コーポレート・ガバナンスの観点から、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、法令・ルール順守を当社の行動基準として定めるとともに、内部監査等により順守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等が発生する可能性は皆無ではなく、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

①法的規制等について

当社は、電気通信事業者(旧一般第二種電気通信事業者)として総務省に届出を行っており、電気通信事業法及び関連する省令等を遵守しております。現在のところ、これらの法律による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後、これらの法律及び省令が変更された場合や当社の事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の外注等の商行為は、「下請代金支払遅延等防止法」等の法的規制の影響を受けます。これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社が適切に対応できない場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今後新たにIT関連事業者を対象とした法的規制等が制定された場合、当社の業務が一部制約を受け、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②当社による第三者及び当社が保有する知的財産権の第三者による侵害について

当社は、新たな事業の展開及びIT技術に関する研究開発において、第三者の知的財産権を侵害しないように監視及び管理を行っておりますが、当社の認識の範囲外で第三者の知的財産権を侵害する可能性があります。その第三者より損害賠償請求および差止め請求等の訴訟を起こされ、賠償金の支払い等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有する知的財産権について第三者により侵害される可能性があるほか、当社が保有する知的財産権の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③情報セキュリティ及び個人情報等の漏えいについて

当社では、業務上、個人情報その他機密情報を顧客より受領する場合があります。当社におきましては、2012年10月に情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001:2013、JIS Q 27001:2014)の規格に適合する証明を取得しており、情報管理の重要性を周知徹底するべく役職員に対し研修等を行い、情報管理の強化を図っております。また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウィルスの進入防止について、社内のプラットフォーム部を中心に体系的な対策を講じております。

しかしながら、当社が取り扱う機密情報及び個人情報について、漏えい、改ざんまたは、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえず、何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、顧客から損害賠償や信用失墜等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

①新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、業績向上に対する意欲向上を目的として、ストック・オプション制度を導入しており、会社法の規定に基づく新株予約権を当社の役員及び従業員に付与しております。当事業年度末現在、新株予約権の株数は70,000株であり、当社発行済株式数(自己株式を除く)の687,500株に対する潜在株式比率は10.2%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

②ベンチャーキャピタルによる株式の保有について

当期事業年度末現在における当社の発行済株式総数は834,000株であり、このうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等(以下「VC等」という。)が所有している株式数は57,200株であり、その所有割合は8.3%(自己株式を除く)であります。

一般的にVC等による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社の株式上場後にVC等が所有する株式の全部または一部を売却することが想定されます。その場合、短期的に株式の需給バランスの変動が生じ、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

③自然災害に関するリスク

当社は大規模な地震等の自然災害や事故等に備え、サービスの定期バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社による予測が不可能かつ突発的な事由によって災害や事故が発生した場合、当社が保有する設備の損害や電力供給、インターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生する可能性があります。また、事業所等が壊滅的な損害を被った場合に備え、従業員安否確認手段の整備、オフィスの備蓄食料・生活物資の確保、無停電電源装置の確保等に努めておりますが、想定を超える自然災害が発生する場合は、当社の事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社は、当事業年度末現在において、フィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度

（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全

部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出席者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとき乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとき乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとき乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとき乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する

買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、常に最新の技術動向を注視し、事業化のための検討と検証を行っております。
当事業年度における研究開発費は1,677千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】 【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末より1,794千円減少し688,492千円となりました。これは主に売掛金で58,099千円の増加があったものの、現金及び預金で63,312千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末より8,729千円増加し101,411千円となりました。これは主に固定資産全体で減価償却が進んだことで24,499千円の減少があったものの、負荷分散サービス用設備等の購入等で工具、器具及び備品が12,071千円増加、販売システム構築費用及び新サービス向け開発費用等でソフトウェアが12,483千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末より6,935千円増加し789,903千円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末より9,159千円減少し172,213千円となりました。これは主に買掛金で27,692千円増加したものの、未払金で17,030千円減少、未払法人税等で11,684千円減少、1年内返済予定の長期借入金で9,497千円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末より22,902千円増加し178,014千円となりました。これは長期借入金が1年内返済予定の長期借入金への振替により減少したものの、12月に金融機関での新規資金調達100,000千円により17,340千円増加となったことと、退職給付引当金が5,562千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末より13,743千円増加し350,228千円となりました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末より 6,808 千円減少し 439,675 千円となりました。これは当期純利益の計上による 66 千円の増加があったものの、配当金の支払 6,875 千円の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、31,190千円となっております。その内容は、負荷分散サービス用設備等の新設15,232千円、社内備品の購入1,371千円、社内開発用ソフトウェアの購入5,700千円、社内販売管理システム構築8,887千円であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社はCDN事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	8,065	20,466	15,419	43,951	38
新宿データセンター (東京都新宿区)	ネットワーク 設備	—	7,793	—	7,793	—
秋葉原データセンター (東京都千代田区)	ネットワーク 設備	—	11,379	—	11,379	—
亀戸データセンター (東京都江東区)	ネットワーク 設備	—	5,461	—	5,461	—

(注) 1. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は30,276千円であります。

2. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

4. 当社の事業セグメントは、CDN事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,000,000	2,166,000	834,000	834,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	3,000,000	2,166,000	834,000	834,000	—	—

(注) 1. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は2,900,000株増加し、3,000,000株となっております。

2. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は825,660株増加し、834,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権 (2016年6月29日定時株主総会決議及び2016年7月11日開催の取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	69	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,900(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	505(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年7月14日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 505 資本組入額 253 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左

代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会決議及び2018年7月9日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数（個）	64	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,400（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年7月11日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会決議及び2019年3月11日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年3月13日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な	同左

	理由がある場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権（2024年6月26日定時株主総会決議及び2025年3月14日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数（個）	562	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	56,200（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年3月15日 至 2035年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500 資本組入額 750	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。ただし、	同左

	任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができます。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年8月7日 (注)	825,660	834,000	—	100,000	—	239,611

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	4	－	－	51	55	－
所有株式数(単元)	－	－	－	1,399	－	－	6,941	8,340	－
所有株式数の割合 （％）	－	－	－	16.77	－	－	83.23	100	－

- (注) 1. 2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2024年8月8日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
2. 上記「個人その他」の欄には、アクセリア従業員持株会を含んでおります。
3. 自己株式146,500株は、「個人その他」に1,465単元が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
牧野 顕道	東京都千代田区	223,900 (38,000)	29.56 (5.02)
シヤヌワール株式会社	東京都千代田区九段四丁目8番8-1501	99,800	13.17
JAIC企業育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社	東京都千代田区九段北3丁目2-4	57,200	7.55
門林 雄基	京都府木津川市	49,000	6.47
辻本 久和	奈良県北葛城郡広陵町	46,500 (500)	6.14 (0.07)
アクセリア従業員持株会	東京都千代田区麹町三丁目3番地4	39,000	5.15
難波 紀子	東京都港区	20,000	2.64
キャノン電子テクノロジー株式会社	東京都港区海岸一丁目4-8	20,000	2.64
株式会社セプテーニ	東京都新宿区西新宿八丁目17-1	20,000	2.64
辻本 千草	奈良県北葛城郡広陵町	15,000	1.98
合 計		590,400 (38,500)	77.94 (5.08)

- (注) 1. 当社は、自己株式146,500株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記の株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 146,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 687,500	687,500	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	834,000	—	—
総株主の議決権	—	687,500	—

(注) 1. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数 (その他) 及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ687,500株、834,000株となっております。

2. 2024年8月8日付で定款変更を行い、100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) アクセリア株式 会社	東京都千代田区 麹町三丁目3番 地4	146,500	—	146,500	17.6
計	—	146,500	—	146,500	17.6

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第10回新株予約権 (2016年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役2名 当社従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上

新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第 11 回新株予約権（2018 年 6 月 27 日定時株主総会決議）

決議年月日	2018年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 名 当社従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第 12 回新株予約権（2018 年 6 月 27 日定時株主総会決議）

決議年月日	2018年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第 13 回新株予約権（2024 年 6 月 26 日定時株主総会決議）

決議年月日	2024年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 名 当社監査役 3 名 当社従業員35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上

新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、従業員の財産形成を支援することを目的として従業員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。

当事業年度末現在の従業員持株会の当社株式所有数は 39,000 株となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (2023 年 6 月 29 日) での決議状況 (取得期間 2023 年 6 月 29 日～2024 年 6 月 28 日)	70,500	44,415,000
最近事業年度前における取得自己株式	17,000	10,710,000
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	53,500	33,705,000
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	75.9	—
最近期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合 (%)	—	—

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (2024 年 6 月 26 日) での決議状況 (取得期間 2024 年 6 月 26 日～2025 年 6 月 25 日)	21,000	31,500,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	21,000	31,500,000
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.0	—
最近期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合 (%)	100.0	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2023 年 8 月 14 日) での決議状況 (取得期間 2023 年 8 月 14 日～2023 年 9 月 6 日)	70,500	44,415,000
最近事業年度前における取得自己株式	17,000	10,710,000
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	53,500	33,705,000
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	75.9	—
最近期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	146, 500	—	146, 500	—

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題であると認識しており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化及び事業の継続的な発展を実現させるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、2025年5月12日に通期業績の下方修正を行ったことにより、普通配当は無配とすることといたしました。

一方、当社は2024年10月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market への株式上場いたしましたので、上場記念配当として5.0円の記念配当を実施することとし、これにより、2025年3月期の期末配当につきましては、1株当たり5.0円の配当とすることといたしました。

剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会となっております。

また、定款で9月30日を基準日として取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【直近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
最高 (円)	—	—	1, 500
最低 (円)	—	—	1, 500

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 当社株式は、2024年10月31日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【直近6ヵ月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高 (円)	1, 500	—	—	—	1, 500	1, 500
最低 (円)	1, 500	—	—	—	1, 500	1, 500

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 当社株式は、2024 年 10 月 31 日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。
それ以前の株価について該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 9 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 11%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株 式数 (株)
代表 取締役	社長	牧野 顕道	1963年 2月10日生	1984年2月 摂津金属工業(株)入社 1999年4月 (株)光通信入社 1999年6月 同社情報システム部部长 1999年12月 光通信テクノロジー(株) (現 (株)ク ロスワン) 転籍 技術担当取締役 2000年12月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注3)	(注6)	285,700 (注)5
専務 取締役	サービス 事業本部 長	安保 一寛	1970年 12月29日生	1996年4月 (株)アラウダ入社 1999年1月 キヤノン電子テクノロジー(株)入 社 2000年3月 光通信テクノロジー(株) (現 (株)ク ロスワン) 入社 2000年12月 当社入社 2005年2月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役 2020年6月 サービス事業本部長 (現任) 2023年6月 当社専務取締役 (現任)	(注3)	(注6)	5,900
常務 取締役	セキュリ ティ事業 部長	武田 輝彦	1973年 1月22日生	1997年4月 (株)光通信入社 1999年12月 光通信テクノロジー(株) (現 (株)ク ロスワン) 転籍 2000年12月 当社入社 2012年4月 当社技術部運用担当部長 2014年6月 当社執行役員 2017年7月 当社取締役 2023年6月 当社常務取締役 (現任) 2025年4月 セキュリティ事業部長 (現任)	(注3)	(注6)	3,000
取締役	経営企画 室長	宮崎 裕	1965年 11月2日生	1989年4月 (株)リクルート映像入社 1999年1月 (株)光通信入社 光通信テクノロジー(株) (現 (株) クロスワン) 転籍 2000年12月 (株)日本通信研究所入社 2001年6月 当社入社 2005年2月 当社取締役 (現任) 2015年6月 経営企画室長 (現任)	(注3)	(注6)	8,000
取締役	CFO	高橋 裕次	1964年 11月29日生	1986年4月 松木公認会計士事務所入所 1997年7月 (株)ケイビー入社 1999年7月 共立印刷(株)入社 2002年6月 (株)サイバー・コミュニケーション ズ入社 2005年10月 同社財務経理部部长 2007年8月 (株)クライテリア・コミュニケー ションズ出向 管理本部長 2009年1月 当社入社 2009年6月 当社取締役 (現任) 2025年4月 CFO (現任)	(注3)	(注6)	6,000
取締役	—	宮内 良一	1960年 2月24日生	1979年4月 (株)鴨川グランドホテル入社 1982年6月 (株)オリエンタルランド入社 2017年4月 同社 執行役員 2020年6月 当社取締役 (現任)	(注3)	(注6)	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
常勤 監査役	—	加地 誠輔	1944年 1月9日生	1966年4月 野村證券(株)入社 1996年5月 野村ファイナンス(株)入社 1998年10月 日本商工ファイナンス(株)代表取締役社長 2001年6月 オリカキャピタル(株)取締役副社長 2005年10月 当社常勤監査役(現任) 2011年2月 ギグワークス(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注4)	(注6)	5,000
監査役	—	鎗木 慎治	1969年 6月29日生	1992年4月 中央新光監査法人入所 2000年7月 鎗木公認会計士事務所設立 所長(現任) 2003年7月 (株)イーコス 監査役(現任) 2004年6月 当社監査役(現任) 2005年6月 (株)サザビーリーグ 監査役(現任) 2011年4月 (株)G I 監査役(現任) 2019年2月 (株)イワイ 監査役(現任) 2020年6月 日本ドラム(株) 監査役(現任) 2020年6月 東方商館(株) 監査役(現任) 2023年8月 (株)タカネットサービス 監査役(現任)	(注4)	(注6)	5,000
監査役	—	辻本 久和	1959年 1月14日生	1982年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 1984年6月 奈良メンテナンス(有)入社 1992年12月 辻本物産(株)入社 2000年12月 当社監査役 2004年6月 当社監査役退任 2013年6月 当社監査役(現任)	(注4)	(注6)	46,000
計							376,600

- (注) 1. 取締役 宮内良一は、社外取締役であります。
2. 監査役 加地誠輔、鎗木慎治及び辻本久和は、社外監査役であります。
3. 2024年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2024年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長牧野顕道の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるシャヌワール(株)が所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
6. 2025年3月期における役員報酬の総額は118,440千円を支給しております。
7. 2024年7月16日開催の取締役会決議により、2024年8月7日付で普通株式1株を100株に分割しております。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



また、そのためにはより一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図り、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが経営上の最重要課題であると認識しております。

そこで、当社では、株主総会の充実、取締役会及び監査役会の機能強化、適時適切な情報開示・IR活動の実施、内部管理体制の強化等により、盤石なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

当社は、監査役会制度を採用しております。コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、それを補完する機関として内部監査担当、経営会議等を設置しております。

a. 取締役及び取締役会

37

b. 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、本書公表日現在、監査役3名で構成されております。常勤監査役の加地誠輔をはじめ、楠木慎治及び辻本久和の3名はすべて社外監査役という体制となっております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

c. 会計監査人

当社は、應和監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年3月期において監査を執行した公認会計士は澤田昌輝氏、堀友善氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。

また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他9名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及び補助者との間には特別の利害関係はありません。

d. 経営会議

経営会議は、取締役会付議事項の立案及び取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて経営に関する重要事項について審議を行うとともに、当該重要事項についての報告を受け、構成員間における情報共有を行う会議体として機能しております。経営会議は、本書公表日現在、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員、各部部长(室長)及の計12名により構成されております。経営会議は、原則として月1回の定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

以上の通り、当社は監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。これにより、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、高い牽制機能をもつ体制の確立を図っております。

④内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、2009年11月10日の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定めて以降、最終改訂は2020年7月13日の取締役会決議にて行っております。

当社のすべての役員及び従業員が、社会的責任、企業倫理、法令遵守を果たすために、当社の「社是・社訓及び経営方針」と「アクセリア株式会社 行動規準」を職務執行の基本方針とし、以下の項目について方針を定め、内部統制システムの整備・運用を行っております。

⑤内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査室より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

内部監査室及び監査役は会計監査人と適宜情報交換、意見交換等を実施し、相互に連携を図っております。

⑥リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部・管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑦社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名及び社外監査役は3名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役の加地誠輔氏、楠木慎治氏及び辻本久和氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	107,040	107,040	-	-	5
監査役（社外監査役を除く）	-	-	-	-	-
社外役員	11,400	11,400	-	-	4

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締

結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑩株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	19,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、應和監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	480,266	416,953
売掛金	164,717	222,816
リース投資資産	4,650	3,333
仕掛品	433	4,230
前払費用	40,142	38,742
その他	78	2,415
流動資産合計	690,286	688,492
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,933	20,933
減価償却累計額	△10,896	△12,868
建物（純額）	10,037	8,065
工具、器具及び備品	407,659	419,730
減価償却累計額	△358,737	△374,629
工具、器具及び備品（純額）	48,921	45,101
有形固定資産合計	58,959	53,166
無形固定資産		
ソフトウェア	2,935	15,419
ソフトウェア仮勘定	177	—
その他	87	87
無形固定資産合計	3,200	15,506
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	4,800	7,877
繰延税金資産	4,732	3,871
敷金及び保証金	20,979	20,979
投資その他の資産合計	30,521	32,737
固定資産合計	92,681	101,411
資産合計	782,968	789,903

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	34,797	62,489
1 年内返済予定の長期借入金	83,826	74,329
未払金	34,502	17,471
未払費用	3,048	3,340
未払法人税等	11,684	—
前受金	6,196	10,538
その他	7,317	4,045
流動負債合計	181,373	172,213
固定負債		
長期借入金	112,940	130,280
退職給付引当金	42,171	47,734
固定負債合計	155,111	178,014
負債合計	336,484	350,228
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	239,611	239,611
資本剰余金合計	239,611	239,611
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	195,282	188,474
利益剰余金合計	195,282	188,474
自己株式	△88,410	△88,410
株主資本合計	446,483	439,675
純資産合計	446,483	439,675
負債純資産合計	782,968	789,903

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023 年 4 月 1 日		(自 2024 年 4 月 1 日	
	至 2024 年 3 月 31 日)		至 2025 年 3 月 31 日)	
売上高	※ 1	1, 187, 584	※ 1	1, 152, 315
売上原価		840, 102		819, 925
売上総利益		347, 481		332, 390
販売費及び一般管理費	※ 2	※ 3 317, 812	※ 2	※ 3 332, 249
営業利益		29, 668		140
営業外収益				
受取利息		2		136
補助金収入		612		9, 345
還付加算金		72		—
雑収入		14		10
営業外収益合計		702		9, 492
営業外費用				
支払利息		1, 352		1, 567
株式上場費用		—		3, 000
雑損失		—		2
営業外費用合計		1, 352		4, 570
経常利益		29, 018		5, 063
特別損失				
固定資産売却損		0		0
固定資産除却損		176		0
特別損失合計		176		0
税引前当期純利益		28, 842		5, 063
法人税、住民税及び事業税		12, 929		4, 135
法人税等調整額		△2, 301		861
法人税等合計		10, 628		4, 996
当期純利益		18, 214		66

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	155,368	18.5	128,508	15.6
II 労務費		177,598	21.1	179,068	21.7
III 外注加工費		37,576	4.5	38,355	4.7
IV 経費		469,358	55.9	477,790	58.0
当期総製造費用		839,902	100.0	823,722	100.0
期首仕掛品棚卸高		633		433	
合計		840,535		824,155	
期末仕掛品棚卸高		433		4,230	
当期製品製造原価		840,102		819,925	

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
回線費 (千円)	41,821	41,156
クラウド費用 (千円)	208,090	220,343
コロケーション費 (千円)	86,256	83,370

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、実際原価計算であり、CDNサービスは総合原価計算を用い、それ以外については個別原価計算を用いております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
繰越利益 剰余金								
当期首残高	100,000	239,611	239,611	180,590	180,590	△77,700	442,502	442,502
当期変動額								
剰余金の配当				△3,522	△3,522		△3,522	△3,522
当期純利益				18,214	18,214		18,214	18,214
自己株式の取得						△10,710	△10,710	△10,710
当期変動額合計	－	－	－	14,691	14,691	△10,710	3,981	3,981
当期末残高	100,000	239,611	239,611	195,282	195,282	△88,410	446,483	446,483

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	239,611	239,611	195,282	195,282	△88,410	446,483	446,483
当期変動額								
剰余金の配当				△6,875	△6,875		△6,875	△6,875
当期純利益				66	66		66	66
当期変動額合計	－	－	－	△6,808	△6,808	－	△6,808	△6,808
当期末残高	100,000	239,611	239,611	188,474	188,474	△88,410	439,675	439,675

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	28,842	5,063
減価償却費	29,706	24,499
固定資産除却損	176	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△5,472	5,562
受取利息	△2	△136
支払利息	1,352	1,567
固定資産売却損	0	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,597	△58,099
リース投資資産の増減額 (△は増加)	△2,085	1,316
前払費用の増減額 (△は増加)	7,555	1,467
棚卸資産の増減額 (△は増加)	200	△3,797
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,899	27,692
未払金の増減額 (△は減少)	18,483	△17,008
その他	3,928	△1,727
小計	86,985	△13,601
利息及び配当金の受取額	2	136
利息の支払額	△1,327	△1,633
法人税等の還付額	12,298	—
法人税等の支払額	△1,244	△18,169
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,716	△33,267
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△30,366	△16,603
無形固定資産の取得による支出	△2,282	△14,409
その他	△50	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,699	△31,012
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	80,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△82,677	△92,157
配当金の支払額	△3,522	△6,875
自己株式の取得による支出	△10,710	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,909	968
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	47,107	△63,312
現金及び現金同等物の期首残高	433,159	480,266
現金及び現金同等物の期末残高	※ 480,266	※ 416,953

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末日において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

（1）CDNサービス

CDNの配信基盤をベースとする、又はCDNとシステム連携するサービス全般を指しており、CDNとともにセットで販売し、サービスの提供を行っております。これらの収益は、主に顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

（2）システムインテグレーション

システムの受託開発や開発支援、セキュリティ機器の販売等を行っております。受託開発に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が3ヶ月以内の場合には、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。機器の販売等の収益は、顧客

が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。開発支援等の収益は、顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(3) 産業サイバーセキュリティ

社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術の育成に伴う、講習等実施計画の策定をはじめ、演習用機材の調達、演習用環境の構築、受講生向け講義の実施及び演習の補助等を行っております。計画の策定、機材の調達、環境の構築等の収益は、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。また、講義の実施及び演習の補助等の収益は、顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	4,732	3,871

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価、販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。売上高の将来予測は、主要サービスのCDNサービスにおける既存顧客との契約継続性(解約可能性の検討を含む)や、新規受注獲得目標といった一定の仮定に基づき算出しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費の将来予測は、新規インフラ購入費用及びこれらに付随する減価償却費、産業サイバーセキュリティサービス部門等における事業規模拡大に伴うエンジニアの継続的な増員計画に基づいた採用人数といった一定の仮定に基づき算出しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は不確実性が高く、実際の経営環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合、将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約(これに準ずる契約を含む。)及び貸出コミットメント契約

当座貸越契約(これに準ずる契約を含む。)及び貸出コミットメントに係る借入未実行の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
当座貸越限度額及び 貸出コミットメント総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	400,000千円	400,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益 認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度7%、一般管理費に属するおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度93%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	120,000千円	118,440千円
給料手当	66,859	60,671
退職給付費用	1,931	1,779
法定福利費	17,800	17,695
業務委託費	28,431	40,587
交際費	17,548	15,474
地代家賃	12,103	11,835
広告宣伝費	8,335	7,845
旅費交通費	4,365	3,205
減価償却費	2,469	3,178

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	1,000千円	1,677千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,340	—	—	8,340
合計	8,340	—	—	8,340
自己株式				
普通株式	1,295	170	—	1,465
合計	1,295	170	—	1,465

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加170株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,522	500	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,875	利益剰余金	1,000	2024年3月31日	2024年6月27日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,340	825,660	—	834,000
合計	8,340	825,660	—	834,000
自己株式				
普通株式(注)1	1,465	145,035	—	146,500
合計	1,465	145,035	—	146,500

(注) 1. 普通株式及び自己株式の株式数の増加は、株式分割(1:100)による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,875	1,000	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,437	利益剰余金	5.0	2025年3月31日	2025年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	480,266千円	416,953千円
現金及び現金同等物	480,266	416,953

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されること、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	196,766	196,255	510
負債計	196,766	196,255	510

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	204,609	202,859	1,749
負債計	204,609	202,859	1,749

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	196,255	—	196,255
負債計	—	196,255	—	196,255

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- ・長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	202, 859	—	202, 859
負債計	—	202, 859	—	202, 859

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- ・長期借入金（1 年内返済予定長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（注） 1．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	480, 266	—	—	—
売掛金	164, 717	—	—	—
合計	644, 983	—	—	—

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	416, 953	—	—	—
売掛金	222, 816	—	—	—
合計	639, 770	—	—	—

（注） 2．長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	83, 826	41, 005	36, 024	29, 336	6, 575	—
合計	83, 826	41, 005	36, 024	29, 336	6, 575	—

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	74, 329	69, 348	54, 357	6, 575	—	—
合計	74, 329	69, 348	54, 357	6, 575	—	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	47,644千円	42,171千円
退職給付費用	6,969	6,590
退職給付の支払額	12,442	1,027
退職給付引当金の期末残高	42,171	47,734

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	42,171千円	47,734千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	42,171	47,734
退職給付引当金	42,171	47,734
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	42,171	47,734

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 6,969千円 当事業年度 6,590千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社従業員 28名 顧問 1名	当社取締役 2名 当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 156,500株 (注) 2	普通株式 10,000株 (注) 2
付与日	2014年7月16日	2016年7月13日

権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2016年7月17日 至 2024年5月31日	自 2018年7月14日 至 2026年5月31日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6名 当社従業員 19名	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 7,400株 （注）2	普通株式 900株 （注）2
付与日	2018年7月10日	2019年3月12日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2020年7月11日 至 2028年5月31日	自 2021年3月13日 至 2028年5月31日

	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 35名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 56,200株 （注）2
付与日	2025年3月14日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2027年3月15日 至 2035年3月14日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2024年8月7日付で株式分割（1株につき100株の割合）後の株式数に換算しております。

3. 第9回新株予約権については、2024年5月31日をもって権利行使期間満了により、当該新株予約権の全てが消滅しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前（株） 前事業年度末	—	—

付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前事業年度末（注） 1	145,400	6,900
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	145,400	—
未行使残（注） 1	—	6,900

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前事業年度末（注） 1	6,500	500
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	100	—
未行使残（注） 1	6,400	500

	第13回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	56,200
失効	—
権利確定	—
未確定残	56,200
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注） 1．2024年8月7日付で株式分割（1株につき100株の割合）後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格（円）	505	500
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格（円）	500	1,500
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注） 1. 2024年8月7日付で株式分割（1株につき100株の割合）後の価格に換算しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

第10回から第12回の新株予約権については、Stock・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

第13回の新株予約権のStock・オプションの公正な評価単価の見積方法については、当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますが、十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、本源的価値により算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社株式の評価方法は、時価純資産法及びディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した株式価値を勘案し算定した価格を用いております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（1）当事業年度末における本源的価値の合計額 13,765千円

（2）当事業年度において権利行使されたStock・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	14,587千円	16,851千円
敷金保証金	3,459	3,543
その他	1,814	476
繰延税金資産小計	19,860	20,870
評価性引当額	△15,128	△16,999
繰延税金資産合計	4,732	3,871

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	33.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.6	50.1
評価性引当金の増減	△6.0	29.0
税率変更による影響	—	△0.1
軽減税率の適用	△4.5	△21.8
住民税均等割	1.0	5.7
その他	0.1	2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8	98.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度において、課税所得の減少により超過税率から標準税率の適用となりました。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(2025 年法律第 13 号)が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、翌事業年度に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を 34.6%から 33.6%に、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を 34.6%から 35.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は 19 千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
CDN サービス	849,684	868,299
システムインテグレーション	204,058	227,775
産業サイバーセキュリティ	133,841	56,240
顧客との契約から生じる収益	1,187,584	1,152,315
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	1,187,584	1,152,315

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、代金は取引先との契約に基づき、CDN サービスは概ね 1 ヶ月以内、システムインテグレーション、産業サイバーセキュリティは概ね 2 ヶ月以内に回収しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	160,119	164,717
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	164,717	222,816
契約負債(期首残高)	1,133	6,196
契約負債(期末残高)	6,196	10,538

貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、各サービスにかかる販売契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度の期首現在の契約負債残高のうち、全額を前事業年度の収益として認識しております。

当事業年度の期首現在の契約負債残高のうち、全額を当事業年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が1年以内の契約のため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃借等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社は、CDN 事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、CDN 事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CDN サービス	システム インテグレーション	産業サイバー セキュリティ	合計
外部顧客への 売上高	849,684	204,058	133,841	1,187,584

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社プロトコーポレーション	130,834
KDDI 株式会社	113,448

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CDN サービス	システム インテグレーション	産業サイバー セキュリティ	合計
外部顧客への 売上高	868,299	227,775	56,240	1,152,315

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社プロトコーポレーション	147,957

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産	649.43 円	639.53 円
1 株当たり当期純利益	26.17 円	0.10 円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	—	0.10 円

- (注) 1. 当社は 2024 年 7 月 16 日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024 年 8 月 7 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
2. 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	18,214	66
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	18,214	66
期中平均株式数(株)	695,907	687,500
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	9,177

(うち新株予約権(株))	—	(9, 177)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類（新株予約権の株式数159,300株）。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 なお、第9回新株予約権については、2024年5月31日をもって権利行使期間満了により、当該新株予約権の全てを失効しております。	新株予約権1種類（新株予約権の株式数56,200株）。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、2025年6月2日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員または顧問及び会社の発展に資する社外協力者に対し、以下の要領でストック・オプションとして新株予約権を無償にて発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、2025年6月27日開催の第25期定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認・可決されました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役、監査役、従業員または顧問及び会社の発展に資する社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員または顧問及び会社の発展に資する社外協力者に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権の数の上限

100個を上限とします。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しません。

4. 新株予約権の内容

(1) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式10,000株を新株予約権の目的となる株式数の上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とします。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（1）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、当初1,500円とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

付与決議日後2年を経過した日から付与決議日後10年を経過する日までとします。

なお、行使期間の最終日が休日に当たる時は、その前営業日を最終日とします。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

(7) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

(8) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとします。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(3)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使の条件 前記(6)に準じて決定します。

⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項前記(4)に準じて決定します。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記(7)に準じて決定します。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	20,933	—	—	20,933	12,868	1,972	8,065
工具、器具 及び備品	407,659	16,603	4,532	419,730	374,629	20,423	45,101
有形固定資産計	428,593	16,603	4,532	440,664	387,497	22,395	53,166
無形固定資産							
ソフトウェア	11,425	14,587	—	26,012	10,593	2,103	15,419
ソフトウェア 仮勘定	177	—	177	—	—	—	—
その他	87	—	—	87	—	—	87
無形固定資産計	11,691	14,587	177	26,100	10,593	2,103	15,506
長期前払費用	4,800	9,120	6,043	7,877	—	—	7,877

(注) 1. 当期増加額の内容は以下のとおりであります。

- ・工具、器具及び備品： 負荷分散サービス用設備等 15,232千円、社内備品 1,371千円
- ・ソフトウェア： 社内販売管理システム構築 8,887千円、社内開発用ソフトウェア 5,700千円
- ・長期前払費用： 負荷分散サービス用設備の保守費用 9,120千円

2. 長期前払費用の期間配分は、減価償却とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額の算定に含めておりません。

【社債明細表】

該当事項は有りません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	83,826	74,329	1.2	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	112,940	130,280	1.2	2025年～2028年
合計	196,766	204,609	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	69,348	54,357	6,575	—

【引当金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	307
預金	
当座預金	243,186
普通預金	173,459
小計	416,646
合計	416,953

②売掛金

相手先	金額(千円)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	45,283
株式会社ケイ・ディー・エス	19,125
NTTリミテッド・ジャパン株式会社	18,854
株式会社プロトコーポレーション	13,676
株式会社ケーブルテレビ可児	11,110
その他	114,767
合計	222,816

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
164,717	1,283,676	1,225,576	222,816	84.6	55.1

③仕掛品

相手先	金額(千円)
NECキャピタルソリューション株式会社	3,780
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	301
仕掛労務費	148
合計	4,230

④前払費用

相手先	金額(千円)
テクマトリックス株式会社	5,792
株式会社マクニカ	4,686
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	2,879
ケネディクス・プロパティ・デザイン株式会社	2,775
ARA Technologies株式会社	2,475
その他	20,133
合計	38,742

2 流動負債

①買掛金

相手先	金額(千円)
ジェイズ・テクノロジー株式会社	17,638
NHNテコラス株式会社	12,524
デル・テクノロジーズ株式会社	4,730
株式会社マウスコンピューター	4,153
三井物産セキュアディレクション株式会社	3,482
その他	19,959
合計	62,489

②未払金

相手先	金額(千円)
未払消費税等	9,868
株式会社FORNEXT	660
アプリル株式会社	605
従業員	553
株式会社J-SOYS	495
その他	5,289
合計	17,471

3 固定負債

①退職給付引当金

内容は注記事項(退職給付関係)に記載のとおりであります。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.accelia.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

アクセリア株式会社

取締役会御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澤田昌輝

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀友善

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセリア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセリア株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上